

通所介護・介護予防通所介護

契約書

社会福祉法人 白鳳会

デイサービスセンター 一樹

様（以下「ご利用者」といいます。）と社会福祉法人白鳳会（以下「事業者」といいます。）は、事業者がご利用者に対して行う居宅サービス（通所介護[介護予防通所介護]）について、次のとおり契約を締結します。

（サービスの内容及び目的）

第1条 事業者は、ご利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活が営むことができるよう、更に利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話（入浴、排泄、食事等の介護）、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、機能訓練等のサービスを提供します。

2 サービス内容の詳細は別紙「重要事項説明書」のとおりです。

（契約の有効期間）

第2条 この契約の有効期間は契約日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日の2日前までに利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。この場合において本契約は同じ条件で更新されるものとします。

（利用者の解約等）

第3条 利用者は、事業者に対しいつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合には、3日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

2 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

(1) 事業者が正当な理由無く、本契約に定める通所介護サービスを提供せず、利用者の請求にも関わらず、これを提供しようとならない場合。

(2) 事業者が第13条に定める守秘義務に違反した場合。

(3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しく信頼を欠くなど、本契約を継続し難い重大な事由が認められたとき。

(事業者の解約)

第4条 事業者は、ご利用者が以下の事項に該当する場合には、2週間以上の予告期間を以って、本契約を解除することができます。

- (1) ご利用者が、契約締結時その心身の状況及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) ご利用者によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、事業者は10日以上期間を定めて催告をしますが、その期間内に支払われない場合
- (3) ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(契約の終了)

第5条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が、介護保険施設に入所した場合
- (2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- (3) 利用者が死亡した場合
- (4) 利用者が第3条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了した場合
- (5) 事業者が第4条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了した場合

(居宅サービス計画等)

第6条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、「居宅サービス計画」に沿って、「通所介護計画書(通所予防計画書)」を作成します。

- 2 事業者は、この「通所介護計画書(通所予防計画書)」の内容を利用者および代理人に説明します。
- 3 事業者は、ご利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご利用者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、ご利用者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。

(身体拘束等の禁止)

第7条 事業者はサービス提供に当たり、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。但し、ご利用者またはその他ご利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむをえない場合はこの限りではありません。

- 2 前項但し書きの規定に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、その日時、態様、ご利用者の心身の状況、緊急やむをえないと判断した理由、当該行為が必要と判断した職員、及び当該行為を行った職員等の氏名、その他必要な事項について看護介護記録書等の書面に記録するとともに、ご利用者及びその家族等に十分説明します。

(事故発生と再発の防止)

第8条 事業者は事故発生防止に関する指針を整備し、事故発生と再発の防止に努めます。

- 2 事業者は事故発生の防止のための委員会を設置し、事故発生の防止及び再発防止策を検討します。また、事故発生防止のための委員会で検討された内容については、職員に周知徹底を図るとともに、必要に応じてご利用者や関係機関への情報提供を行います。
- 3 事業者は事故の発生と再発の防止を目的に、定期的な職員研修の機会を設けます。
- 4 事業者は事故発生によりご利用者に損害賠償すべき事態となった場合は、速やかに損害を賠償します。

(褥瘡発生の防止)

第9条 事業者は褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための委員会の設置や定期的な職員研修の実施を行い、褥瘡の発生の防止と早期改善に努めます。

(感染症及び食中毒の予防)

第10条 事業者は感染症及び食中毒の予防及び感染防止のための指針を整備し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止に努めます。

- 2 事業者は感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための対策(以下「感染症等対策」といいます。) を検討する委員会を設けるとともに、感染症等対策を検討した内容について職員に周知徹底を図ります。

- 3 事業者は感染症等対策の研修を職員に対して計画的に行います。
- 4 事業者は感染症を有するご利用者に対しては嘱託医等の指示に基づき「感染・食中毒マニュアル」に則り対応します。

(非常災害対策)

- 第 11 条 事業者は火災その他の非常災害時における必要な設備を設けます。また非常災害時における関係機関への通報体制を整備します。
- 2 事業者は定期的に非常災害時に備えた訓練をご利用者、関係機関及び地域住民とともに実施します。
 - 3 事業者は職員に対し、非常災害時に関する研修を定期的に行い、周知徹底を図ります。

(サービス提供の記録)

- 第 12 条 事業者は、サービス提供の記録を作成することとし、市が定める日から 5 年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する前項のサービス実施記録を閲覧できます。
 - 3 利用者は、当該利用者に関する第 1 項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。但し事業者は、複写の実費相当額を利用者に請求できることとします。

(個人情報保護)

- 第 13 条 事業者は業務上知り得たご利用者またはその家族の秘密については、ご利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は文書によりご利用者またはその家族の同意を得た場合には、市町村または居宅介護事業者との連絡調整、その他必要な範囲で同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

(苦情対応)

- 第 14 条 ご利用者は提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、市町村または国民健康保険連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。

- 2 事業者は苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出または相談があった場合には迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者はご利用者が苦情の申し出等を行ったことを理由として、なんら不利益な取り扱いをいたしません。

(損害賠償)

第 15 条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由によりご利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し事業者が故意、過失が無かった場合はこの限りではありません。

- 2 前項の場合、利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当として認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

(利用者負担金及びその滞納)

第 16 条 ご利用者は通所介護サービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金の自己負担分及び「重要事項説明書」で定められた食費、及び、レクリエーション等の行事に要した費用の実費（介護給付の適用を受けないサービス利用料金）を事業者を支払うものとします。

- 2 ご利用者は、前項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了後、翌月 25 日又は翌々月 12 日に届け出られた所定の金融機関より自動引き落としにより支払うものとします。
- 3 金融機関引落の手続きが初回間に合わない場合は、手続き完了時に2カ月分お引き落としとするものとします。
- 4 ご利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を 1 か月以上滞納した場合には、事業者は 1 か月以上の期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに利用者負担金を支払わないときに限り、文書によりこの契約を解除することができるものとします。

(利用料金の変更)

第17条 「重要事項説明書」に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの通所介護利用料金を変更できるものとします。

- 2 「重要事項説明書」に定めるサービス利用料金のうち介護保険給付対象外の費用については、事業者は、ご利用者に対して、変更を行う日の1カ月前までに説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を変更することができます。
- 3 ご利用者は、前項の変更に同意することができない場合は、本契約を解約することができます。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関してやむを得ず紛争が生じたときは、事業所の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることを予め合意するものとします。

(契約外条項)

第19条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

この契約の締結を証するため、本書二通を作成し、ご利用者、事業者が署名押印
のうえ、一通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

事業者 住 所 奈良県生駒郡斑鳩町目安3丁目4-36
事業者名 社会福祉法人 白鳳会
代表者名 理事長 田野瀬 博 印

